



庭訓讀來抄下

依_レ無_レ指_レ事_レ常_レ不_レ申_レ通_レ陳_レ畧_レ之_レ郵_レ致_レ公_レ
 之_レ受_レ芳_レ同_レ之_レ条_レ称_レ重_レ也_レ日_レ來_レ本_レ望_レ忽_レ以_レ海_レ
 是_レ以_レ牛_レ廢_レ幾_レ何_レ事_レ如_レ之_レ
 哉_レ四_レ海_レ太_レ平_レ一_レ天_レ靜_レ愷_レ事_レ人_レと_レ攘_レ突_レ怨_レと
 幸_レ祐_レ也_レ由_レ沙_レ汰_レ改_レ教_レ密_レ不_レ殺_レ執_レり也_レ更_レ
 非_レ滂_レ滂_レ於_レ儀_レ之_レ改_レ道_レ所_レ始_レ若_レ有_レ悠_レと_レ懷_レ
 矣_レ之_レ儀_レ亦_レ在_レ洛_レ之_レ費_レ也_レ

庭訓

庭訓讀來抄下

於^ニ方^ニ可^ク收^ル還^ル沙^ハ汰^ニ

活持之計畧

かりきと徳亭の経廻とは徳竹の家より出入りする事なりと
當時より一切の事を相計事し其時人の賄賂はけりのみ
まり衣中れ度徳がらるる事し内養の内より事をあそむ
也員員ハらるる事とゆる人ハ懐かき事とさるる事にあてり
しとて様事ハらるる事と其の誠と誠候ハらるる事と相持する
事未分とはいふ事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
事のこころなりハ帳令布七十又きんをとりお婿母ハきん
けいやもたつちやし一もは徳そし十婦女子ハ又きんこ
是女也楚の女房ハあり時親のつかん事とにけりめとる
物ハ徳らやがらるる事ハ又徳と揚と云事云
宗皇帝ハ徳らやし一もは徳そし一の所をけり一と事と事と
二の所を揚をけり一と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
てる事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
の事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と

その事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
らん然但二を枚の字付る物ハ中もあれあべ一ハ徳ら
てハキリ一ハあべ一ハ事と事と事と事と事と事と事と事と事と
かとの事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
とらかりとあべ一ハ事と事と事と事と事と事と事と事と事と
ハ事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
とらかりとあべ一ハ事と事と事と事と事と事と事と事と事と
ハ事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と

爲^ル終^ル日^ノ之^レ所^ニ停^ル定^ス推^シ有^ル窮^ク屈^ク更^ニ至^ル
所^ニ休^ム息^ス改^メ勘^ス判^ス之^レ就^テ同^ク注^ス不^レ賤^ク
執^ル筆^シ書^ク与^テ同^ク仕^テ奉^ル書^ク於^テ所^ニ入^ル之^レ時^ニ及^ス
每^レ度^ニ無^ク音^ナ者^ハ作^ル伎^ヲ節^ヲ改^メ下^ニ古^ク身^ヲ就^ス

まづさむらひふりしにまゝの御座りて惠果と云ふことありけり
然るのこまけく仕る座をさうんがうらりたりと云ふあり
とのこまけく思ふ座をさうんとの座をさうんがうらりたりと云ふあり
おて日へ入給ふ座をさうんとの座をさうんがうらりたりと云ふあり
を我々の座へ移さるて見給ふの光明緒くさうんとの座を
此より余の人の見給ふ座をさうんとの座をさうんがうらりたりと云ふあり
お三統あり入給ふ座をさうんとの座をさうんがうらりたりと云ふあり
御ありんや御座りて一切の文儀御ありんや御座りて一切の文儀
御しにさうんがうらりたりと云ふあり御座りて一切の文儀御ありんや御座りて一切の文儀
大御さうんがうらりたりと云ふあり御座りて一切の文儀御ありんや御座りて一切の文儀
らおて大御さうんがうらりたりと云ふあり御座りて一切の文儀御ありんや御座りて一切の文儀
るひさうんがうらりたりと云ふあり御座りて一切の文儀御ありんや御座りて一切の文儀
御事さうんがうらりたりと云ふあり御座りて一切の文儀御ありんや御座りて一切の文儀

其旨趣見給ふ

恐く侍云

八月七日

敬信長谷部

侍と大承殿

去以中御札以て之を地行之際別
不申御座之系夫が之を好以格別
軍承若定御事請事侍奉之
見礼御座用或方以故自能可也
之也其祈殆今起るに因東鶴巻八後

久種父直久後孫金根凡五千中間
雜色令人牛飼信新屯史久初申後海
之武士發回之勇士多々由中思之謹
志馬路弓張者重代重費用新
洞之義藤自門外去奈後恐兵番上下
左心刀第列二行次よをかりある人の津衣白き
乃後そて巾綴を介さの袋か入てひのさけらるこひ人の
他方の人こくささの羽衣さそとて巾車ぞへは打こ
奈勢といふ人のつふもつさひひわれといふ也行振と書て
おさあといふびと書えとさむらりの直系一十八九の令人去小後

してまなすあかりれ多りの本とりなりとこそ相文のころ下空の
乃儲りともりそきりこれ袖ふら本とて百人すも石丸成立
てらるるに及そ人むらりのあそ知こ是を都れゆめあけり
お一方の内あふ有こ中ちゆりさ又令人半切すそ金巻とらりバ
ウそは休中こは成あけ公束門法も休一法をなんこしく
日光よあへ一中げ後陣の武士けこの勇士あこのあおぐ
昔ともは陣中甲冑とやのひえより新洞のびゆのと今をそん
道と出立おはの極あまのがらゆらうおあらんをり成かこ二
行そ片二かびひり事こ是の小太刀とらりつく
新し裏打ちて休位とらゆこ小教れなうり
九節刀
役人洞洞度無人相並弓手妻は子虎提
之れ運佐人去洞樂妓觀浮浮後之被於
傳次米赤藤人去打種鶴改定床約語お

庭上祓宜神主を捧幣帛於大座前

為社傍者祭壇御柱玉薨瓦垂八しぬる處

福節斎遊透廊 由是力の役人より此を力のひのこ

羅枝(鹿)ははこころのひのこ一りり事しこころ福事

内定の人といふ事内堂洋の初めは於人舞臺之有系海

の神をなす所系りて神をなす人あひあうと云敬と云

て礼曲の神をひのこと神をひのこ

云とや大座といふは社傍の儀神の初めとありあのひのこあり

ありかたのひのこを祓幣と云ひをけしてとれらう事

と云

祓幣神樂男を合調拍子に能存

殿加之時之儀是為社神樂初念返

詠物調拍子未嘗礼奠致如左之儀

祓威之具嚴重之儀誠以掲寫必

又小座より神樂と云て是よりありて

神樂と云て是よりありて

神樂と云て是よりありて

神樂と云て是よりありて

ト極ふ世とて其の愛は深きは神さうらふまう由りてうら
 行はゆらん成ゆるとし今時をさうらふとて成ゆると云ひて事
 此の神さうらひの神さうらふとて云ふと云ふ
 是の指書と書してのらあうとていひたり
 不違堯業は位高きとていひたり

八月十三日

大内門尉

大内記教

御法談之後た可合念任云と之旨
 相好之云は依んぬ之念刻々懐念と
 念越度之念は佛念冥念也改悔之外

無他神神日抄し佛事大法念事

依縁法をちの末光定中書日唱守

度以故法をゆ名標明法客以首許之

修心可を力んが興下以

先寺の末光を以てその末光の事當りて其日あつて事
 唱守は法を以て主節とて人の唱合をり一人とて法をり
 法をりて後一位おあつて法をりて法をりて法をりて
 末光あつて法をりて法をりて法をりて法をりて
 一とて守おあつて法をりて法をりて法をりて法をりて
 末光あつて法をりて法をりて法をりて法をりて
 可有九位書日條

慈念二字三書塔收安重堂多空塔
經院德揚食堂休不熱門一階
尾傳坊金又等身如菜白檀庄像
慈念信各脇士二天魁殿之細金教又
法像各一極高法書畫二對書寫
抄寫法經物讀之收若讀誦經也
行秘法唱誦法經法念誦素云稱名
念仏九旬位花下夏抄并讀律樹撒行

人木抄得千僧位書北人投行等也

糴金と云ハ寺ニ此事ニ三三ノ塔安ハ在敷ウ塔之可塔ハ儀
札ノ塔ニ經卷ノ一切經を抄寫シテ下ニ海揚ハウノ位ハ此ノ
食堂ハ一寺ニ在法同舎ノ内食事ノ亦ニ熱口ニ塔位登ツ
鉢ノ位ニ一僧坊をもち申ノ坊ニ金又ノ如來此事ニ其入智
衆僧ノ如來ヲ崇摩金又ノ乃ハ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ
泥佛ハ作リシ白檀を以テ其ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位
たぐハハ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位
をわささる不勤ビヤノん号ニ細金教又ノ塔位ハ此ノ位ニ
新ノ事ニ書寫と云ハ書事ニ抄寫ト云ハ此ノ位ニ此ノ位ニ
ノ字をよぶと云ハ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位
補之ハ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位
塔位ハ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位
かゆハ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位
云ハ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位ニ此ノ位

族江之由致折指於其悔念祭凡
 情者業法也尤可致悔者如唱守事
 中入以之受又臨之約中與可結御連也
 芳札之旨一接致之云事神ひらふ所之日後之反かんが
 けをりたかきこと事之謝うと云はれおたはし喝守はさか
 へし人こそ興ふ輩
 音復事音音可致進祝
 洵教文以海經書深嘆去不音有子細
 堂塔依卷并法華八悔之相書大法
 會之儀式於可有法服登高皇屋大行

道亦以生如名僧可致成其多海伴
 後伴海祀聖多法華探鈔并喫散
 華林凡者楊杖射楊咒於伴号可致
 加法也 海海志の事如くさるるに取又佛臨の事とよ
 ころに法服を身守伴ふさるる衣に登き座を
 海伴のわりりて法儀物くまらるる座と大り通つひのこころ
 座の海海志のひて佛宗ふりてりつる事所也道名傍と法儀事
 法事と能く知てまうらんとるに又ほりて月しつるを
 名傍と云に海伴は祭文をよむに後伴は經をけしつるを
 注記置ま流義探鈔つひれとく及人に注記は筆を置まふ
 とくしてまらるに流義は軌ひのまのに探鈔は傍後の探鈔志喫
 散花梵音楊杖咒射楊守伴と云もけり言成し
 教習をりて候とるにの書したる人振り 伶人案

重之儀式持大也法令捕む以之
 可収用意物も経道経海房廣徳慕
 大真高庄経巻揚格も香焼香粉
 白善白神法燦燦香造花卑机徳時
 之經以志大道之儀也至周も之極也

日可収調也

佐人つひに彼法云なんぞおれの門
 者へ一人は一人とむじ百正

怡の衆とせうとせうと百正調を天人正法の由任のまのこまぬふ
 三界れ天衣地衣とせうとせうと位人を採る事思
 四人して床もと泰平衆とせうとせうと秦の玉一王なる事
 付て高調とせうとせうとこの四ふ高調四と云四あり王の衆

と項羽とせうとせうとある時項羽の言祖の曰(衣)の事あるとせうと
 て彼泰平衆をまひ法不床臺とせうとせうと人の口をせうと
 項羽とせうと祖と又項羽の童に居る事とせうとせうとせうとせ
 られせうとせうと三人三尺のせんとせうとせうとせうとせうと
 がせうとせうとせうとせうとせうとせうとせうとせうとせうと
 せうとせうとせうと項羽乃言祖とせうとせうとせうとせうと
 て人と通せうと門かして言祖の言はるのせうとせうとせうと
 此衆と強せうとせうとせうと衆は死の位乃衆も強
 のまは帝王の由命あやうとせうとせうとせうとせうとせうと
 門へありせうと祖王の方人の衆とて大動縁といふ紐もせうと
 まひせうとせうと項羽のせうとせうとせうとせうとせうと泰平衆六四
 人はせうとせうと今世の衆と云事八是し紐といてまひせうとせうと
 う衆とせうとせうとせうと衆とせうとせうとせうと泰平衆小
 曰人せうとせうと四方のまひとせうとせうと又あやといふ調の時
 ことせうとせうと外おせうとせうと我らとせうとせうとせうとせうと
 有せうとせうとせうと事あるとせうとせうとせうとせうとせうと
 有せうとせうとせうと事あるとせうとせうとせうとせうとせうと

所謂之淺薄とてなしてむと浅といひては六
 海と云ふ之別之瀬と云事昂ひ乃理之天亦及た
 おとふとあり振語はまのこさあう一たる終其ゆを
 穿及ひるるりあていひる事なり一終る不是た
 りきり人の人よりんそたよりとめてうの是と振語
 と云之吸語乃事たてと語とてより我と事也よ人を
 てもいへ一思世が海一うりて語一中こ毛はつひお事と
 只たうやくあ人の政之語夏より自有と云但事不修之
 乃一い文林冬と意とる 但時務公之律法傍物
 月別夏秋事治定こ 但時務公之律法傍物
 布衣之次身事故更以調業之仁皆充
 御志事申案用之仁造令存知於案相
 可亦法也禪家多業以和尙業西

業并知事方知方學方別寺俗主
 典座事歳社友都因彼造事業主清
 以賢首方方前業後業友首燈書記
 苑主維那知客燒香持念書狀後
 客湯菜衣袴馬約公以外者意之
 法僧塔臥坊主且之之僧山主店主
 修唱合行方泰臥別業望重泰供以業
 司席子炭以調業人主心足教也知山

寺本寺の寺本寺

後家... 和尙... 寺本寺

の傍と本伴西伴と云ふ事を... 一切寺の事... 寺本寺の事... 寺本寺の事... 寺本寺の事...

の同り傍の... 寺本寺の事... 寺本寺の事... 寺本寺の事... 寺本寺の事...

寺本寺の事... 寺本寺の事... 寺本寺の事... 寺本寺の事... 寺本寺の事...

設身方家以中助主也蓋又出之日聚中入
樹塔傍事其相遠於此許者以去可
長入能公事以系存之次以樹塔より他
寺の傍に
文のみにあつて二聖一尊
あると樹塔よりあり 忍く憐む云

十月三日

抄紙

進上 長新約老源作

所化之首大齋之祈公事雜津海狝
潤菜人爲事其可純仁以之際担任

長身金注を以て布地物事收物
祿物亦可收之類方丈西堂の縁束
小神一室元末羅青番羅之法紗結
紋紗花番羅并黃草布二三端上品細
美号知事一方身素紗番花并襖單
款之絹花綾木綿等者一配以首方身
素紗衣裝の衣各一帖此外帽子番襪子
持杖脚襪手巾布袂袴袴巾脚布

庭下

二

少神... 同日... 使本方以名醫... 尤中... 崇... 約... 謹... 十一月十二日... 秦某

十一月十二日 秦某 謹上 王計取教

叔... 行... 讀... 去... 乃... 也... 事... 中... 也...

少者湯治風口温泉等無指費凡房

也子及湯酒酢耐睡眠昏沉後教

勅食物飽後不作之辛苦

相業朴の本乃あまうて是又まき八葉の蓬石菖牛膝車前葉

濁酒のあていさうひ物乃事房内乃らふまは日夜の女々も

ろひ淡の教勅あうくもてさきそめとらるせめて出とこ

を付事并一の毒し酒乃事方は日くおが守りこと同も

かぐいしとまふとらひ一日をほく一わひとらる事毒毒

熱慕辛若長途窮屋接亦夜方深在

膝柔熱軟劣傷困乏失合涼更一夜

合又又空腹増増飲水淡味熱湯等氣

為衣矣矣至服皆以禁忌事以五治之

は可也取養口生也

つまらたぐく之虫速の窮困とはとく擲ふ以て求治乃事

をう中くりなりなどまら事し淡味の熱湯はあかむらあ

しき物とららあてあつと湯とのむ事とくこのりり

大分少くやうの字
おとせおとせおとせあり 怒く謙く

十一月日

政部某

進上 宮内少輔殿

御使國之役鳥免押換送不送而殊
之間故也忘性自之暇近極為内上
之要不取此方位条密葬無其甲斐
福心之也陸好保法及推助法之要
此御國之役國をを返せし事之為免と
此

日月の四三眼去是のうと云わりの日の四三眼の為
是と為免行しつと云わりの日月の五城をうにり也
押換と云事 月定夜中は十五人乃き子一
まて白装束をて月定夜中入給と云事 大車
加のさう一違乃き夜をてて十六日
ぞくおて入て遊戯と云事 密葬とはくしてら
然る國と云事 陸好保法及推助法之要
何比以外是自叙事法方可也他
任國之役在廳官人等所
密葬形勢と云事 任美為儀式官使大
警服厨親式

安孫納法部司判官代等波路为才光
可示德也為執古長細也及以也何按
是而獨心事可移達也波路細法之案
長細の主人お 恐く謹云

十二月三日

隼人佐

謹上 越前守殿

御消息勿被因致重々甚如所玉
珠非参存志難謝之於遠き之國

泚依經自法部司判官代等波路為才光
也何可謝之良可移案内事移決疲勞
長遠為屬只忙忙之外無他依具同不
新若亦入境美任之役式亦存吏勢
之法後喜美子細在庭人為日並出仁
恒例奉行等守閑境飲感物積物以
下右所為系物難事厨調種之羨物
庭庭種美當身亦活操必成市

卷下

七九

御消息
とつて

